

委員の改選のあった審議会等に係る女性割合の変化や目標達成に  
向けた取組等（2025.9.30）

---

府省庁	審議会等	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	2024年 9月30日時点の 女性の割合(%)	改選における 変化等	女性委員比率を高めるために 行った取組	女性委員比率が下がった要因
内閣府	日本医療研究開発 機構審議会	9	5	55.6	55.6	→	特になし	—
	休眠預金等活用 審議会	10	4	40.0	40.0	→	・女性委員の割合が4割以上を維持するため、留任いただく委員については女性が1名であることを踏まえ、新たに任命する委員に関して女性の有識者に積極的に依頼することで、女性委員比率を維持した。	—
	障害者政策委員会	30	13	43.3	36.7	↑	改選に当たっては、人選の段階から積極的な女性委員の任命を検討した。	—

原子力委員会	3	1	33.3	33.3	→	当該分野で活躍する女性有識者について情報収集に努めるなど、女性委員の比率向上に取り組んだ。	—
公益認定等委員会	7	3	42.9	42.9	→	公益認定等委員会委員として必要な知識と経験を十分に備えた候補者の中から、前期に引き続き女性委員比率40%以上の達成を考慮の上、人選を行った。	—
退職手当審査会	7	4	57.1	57.1	→	女性比率の目標が達成されるよう、女性委員を積極的に選定した。	—
新技術等効果評価委員会	15	6	40.0	40.0	→	女性比率の目標が達成されるよう、女性委員を積極的に選定した。	—

消費者委員会	10	5	50.0	50.0	→	委員の選考の際、女性の積極的登用に配慮するようにしている。	—
沖縄振興審議会	20	9	45.0	40.0	↑	当該対象期間における改選では有識者委員の任期満了に伴う改選及び団体推薦による改選を行った。 団体推薦による改選については、各団体から代表する者として会長職の方をこれまで一貫して推薦していただいているため、特段女性委員比率を高める取組等は行っていないが、有識者委員の任期満了に伴う改選に当たっては、第5次男女共同参画基本計画において掲げられている審議会等委員に占める女性割合の目標に則り、女性委員比率40%以上となるよう候補者選定に努めた。	—

金融庁	金融審議会	18	9	50.0	50.0	→	委員の任命に当たり、必要となる知識・知見を有することを前提としつつ、女性比率に配慮した登用に努めた。	—
	企業会計審議会	14	7	50.0	42.9	↑	改選等に当たって、引き続き女性の積極的な登用に努め、女性委員比率を上昇させることができた。	—
	自動車損害賠償責任保険審議会	13	6	46.2	46.2	→	特になし	—
消費者庁	食品衛生基準審査会	15	7	46.7	33.3	↑	改選に際しては、第5次男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、団体推薦や後任者の選定にあたって女性委員の参画促進について説明を行うなど、女性委員比率の向上に配慮した。	—
	消費者安全調査委員会	7	4	57.1	42.9	↑	女性比率を考慮し、候補者の中から女性を積極的に登用するよう努めた。	—

	消費者教育 推進会議	20	11	55.0	55.0	→	審議会における充実した議論のため、実績等を踏まえて適切な人選を行った結果であり、「重要性に関する会議、審議会等及び特別の機関等の委員等の任命並びに懇談会等行政運営上の会合における参集者の選考等に係る手続き及び基準について（令和3年4月30日改正）」の「2 審議会等委員の任命」「（5）女性委員」における、「令和7年までに、女性委員の割合が40%以上、60%以下となることを目標とする。」に留意し、相当程度の比率を維持したものである。	審議会における充実した議論のため、実績等を踏まえて適切な人選を行った結果であり、「重要性に関する会議、審議会等及び特別の機関等の委員等の任命並びに懇談会等行政運営上の会合における参集者の選考等に係る手続き及び基準について（令和3年4月30日改正）」の「2 審議会等委員の任命」「（5）女性委員」における、「令和7年までに、女性委員の割合が40%以上、60%以下となることを目標とする。」に留意し、相当程度の比率を維持したものである。
こども 家庭庁	こども家庭審議会	26	12	46.2	44.0	↑	各部会・分科会、専門委員会を所管する各部局に対して、女性比率を40%以上60%未満となるよう周知を行った。	—

総務省	独立行政法人 評価制度委員会	10	4	40.0	40.0	→	女性人材データベースの活用等 を通じ、委員に適切な人選を検 討している。	—
	政策評価審議会	7	3	42.9	42.9	→	特になし	—
	恩給審査会	9	4	44.4	44.4	→	特になし	—
	行政不服審査会	9	4	44.4	44.4	→	特になし	—
	情報公開・個人情報 保護審査会	15	7	46.7	40.0	↑	後任候補について、情報提供い ただくなどの取組を行った。	—
	地方財政審議会	5	2	40.0	40.0	→	特になし	—
	電波監理審議会	5	2	40.0	40.0	→	特になし	—

情報通信審議会	30	13	43.3	43.3	→	第5次男女共同参画基本計画(R2.12.25閣議決定)を関係各課に周知するなどの働きかけを行ったほか、学会や経済界等と連携して情報を得るなどの取り組みを行った。	—
総務省国立研究開発法人審議会	7	3	42.9	42.9	→	特になし	—
情報通信行政・郵政行政審議会	17	8	47.1	43.8	↑	女性比率40%以上となるように入選を行う中で、審議会の運営状況を踏まえ、選考時に能力のある女性を採用したものの。	—

法務省

司法試験委員会	7	2	28.6	42.9	↓	<p>第5次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、適切な委員の選任を行った。</p> <p>司法試験委員会は、法曹となろうとする者が必要な専門的な法律知識等を有するかを判定する司法試験を実施するなどの重責を担っており、その委員については、高度な専門的知識・学識経験等を有し、人格高潔な者を選任する必要がある、これまでも第5次男女共同参画基本計画を念頭に置きつつ、適切な委員の選任に努めてきた。</p> <p>今般、令和7年7月に女性委員1名が最高裁判所裁判官への就任に伴い、急きょ退任することとなり、その後任者を選任するに当たっては、女性も含め、適切な候補者を模索した上で、最も適任である委員を選任した結果、委員に占める女性の割合が低下したものである。</p>
---------	---	---	------	------	---	--

検察官適格審査会	11	1	9.1	20.0	↓	特になし	今回調査までに改選された委員のうち、8名は職務指定（国会議員、最高裁判所判事、日本学士院会員）のため当省が委員選任に関与することが困難であり、また、ほか1名についてはその選出時において女性の適任者がいなかったため女性委員を新たに選任することができなかったもの。
中央構成保護審査会	5	2	40.0	40.0	→	特になし	—
法制審議会	19	7	36.8	35.0	↑	委員選任に当たっては、男女共同参画基本計画等も踏まえて検討した。 各団体等に対して女性の委員候補者を推薦していただくよう協力を要請した。	—

検察官・公証人 特別任用等審査会	11	5	45.5	45.5	→	特になし	—
---------------------	----	---	------	------	---	------	---

外務省	外務人事審議会	7	2	28.6	20	↑	委員が任期満了で退任する際、後任として推薦する女性を聴取した。	—
財務省	財政制度等審議会	30	12	40.0	41.4	↓	特になし	財政制度等審議会においては、女性委員比率は目標値を超えており、前任者が有する専門的な知見を備える者を選任することが優先事項であった。委員の女性比率は40%以上になるようにしているものの、バランスのとれた審議を行うため、学識経験者や専門的な知見を備える者を委員として確保するに当たり、時々状況等により、男女構成比に若干の変動が生じることはあり得るところと考えている。（前回調査時点において、委員が一名退任したことにより比率が上昇した）
	関税・外国為替等審議会	30	13	43.3	44.8	↓	職務指定ポストについて、女性比率を高める観点から若手・女性を軸に高い出席率が見込める者への改選を検討することを申し入れた。	職務指定ポストが男性である場合が多く、結果として女性委員の割合増加に繋がらなかった。審議会の趣旨を考慮し選考した結果、割合的に男性委員を多く選任することとなった。

	関税等不服審査会	20	8	40.0	45.0	↓	特になし	・関税等不服審査会においては、改選前においては、女性委員比率は目標値を超えており、前任者が有する専門的な知見を備える者を選任することが優先事項であった。委員の女性比率は40%以上になるようにしているものの、適正な審査を行うため、専門的な知見を備える学識経験者を委員として確保するに当たり、時々の状況等により、男女構成比に若干の変動が生じることはあり得るところと考えている（今回は、男女構成比1名分の変動）。
	国税審議会	20	8	40.0	40.0	→	特になし	—
文部 科学省								
	中央教育審議会	29	14	48.3	41.4	↑	審議会委員等の候補選定を行う際には、第5次男女共同参画基本計画に基づいて、政府目標を厳守するよう、目標値を意識した人選を行っている。	—

教科用図書検定調査 審議会	28	13	46.4	40.0	↑	委員の選考の際、女性の積極的 登用に配慮するようにしてい る。	—
スポーツ審議会	18	9	50.0	前回調査時 委員未発令	—	女性割合が40%以上になるよう に意識して選定した。	—
文化審議会	30	13	43.3	43.3	→	・改選は調査審議案件に適した 各委員の専門性などを踏まえて 行うが、委員の選定に当たって は女性委員比率も考慮してい る。 ・閣議決定（令和2年12月25日 「第5次男女共同参画基本計 画」）による女性比率を40%以 上とすることという目標は既に 達成しており、その比率を下げ ないよう努めている。	—
宗教法人審議会	19	8	42.1	42.1	→	特になし	—

	科学技術・ 学術審議会	30	12	40.0	42.9	↓	特になし	—
	原子力損害賠償 紛争審議会	10	5	50.0	50.0	→	特になし	—
	文部科学省国立研究 開発法人審議会	17	9	52.9	46.7	↑	特になし	—
厚生 労働省	社会保障審議会	27	12	44.4	42.9	↑	特になし	—
	厚生科学審議会	29	12	41.4	40.0	↑	女性委員の任期満了の際には、 男性の委員へ交代することがな いよう、引き続きの継続をお願い するようにした。	—

労働政策審議会	30	13	43.3	43.3	→	女性委員の参画拡大に向けて、関係団体へ政府方針を伝え、協力を依頼している。	—
医道審議会	25	9	36.0	44.0	↓	関係団体へ政府方針を伝え、現在女性委員を選出している関係団体へは、引き続き女性委員を推薦していただくよう求めた。	これまで女性登用率が40.0%を超えていたが、令和7年5月に行われた関係団体の選挙の結果による長の交代等により、40.0%を切ることになった。
薬事審議会	19	7	36.8	36.8	→	改選及び委員の退任がある時ごとに、後任として女性委員を選任するようその都度務めた。	—

がん対策推進協議会	20	8	40.0	40.0	→	女性委員比率を高めるため、同様の観点から複数の候補者がいた場合は、その候補者の中から女性を積極的に登用するように努めた。	—
肝炎対策推進協議会	20	8	40.0	40.0	→	団体から委員を推薦いただく際に、女性の方の推薦をお願いした。	—
アレルギー疾患対策推進協議会	18	9	50.0	55.6	↓	女性委員1名の改選があったものの、既に団体から後任として男性を推薦する旨の連絡があったため、取組を行うことができなかった。	団体内での協議の結果、本協議会の委員として相応しい者として男性の委員を推薦いただいたため。
循環器病対策推進協議会	20	8	40.0	40.0	→	女性委員1名の改選があったものの、団体より後任に女性を推薦する旨連絡があったため、取組を行わなかった。	—
中央最低賃金審議会	18	8	44.4	44.4	→	関係団体へ政府方針を伝え、積極的な女性委員の推薦を求めた。	—
労働保険審査会	9	6	66.7	66.7	→	特になし	—

過労死等防止対策 推進協議会	20	9	45.0	45.0	→	特になし	—
アルコール健康障害 対策関係者会議	19	8	42.1	42.1	→	関係団体に対し、女性の委員を推薦いただくよう依頼した。	—
中央社会保険医療協 議会	20	4	20.0	25.0	↓	関係団体へ政府方針を伝え、積極的に女性の委員候補者を推薦していただくよう求めるとともに、現在女性の委員を選出している 関係団体へは、引き続き女性委員を推薦していただくよう対応を求めた。	委員の改選時には女性委員を推薦していただくよう関係団体へ協力を求めたが、関係団体において医療保険分野に精通する女性役員の選出が難しく、女性委員比率が下がった。
社会保険審査会	6	4	66.7	66.7	→	後任の選出をする際、可能であれば女性委員を選考するよう依頼をした。	—

	厚生労働省 国立研究開発法人審 議会	14	8	57.1	50.0	↑	退任する女性委員の後任として 女性委員を選任するよう調整を 試みた。	—
	疾病・障害認定 審査会	26	12	46.2	48.1	↓	改選の際に辞任される委員に対 して、可能な限り、女性有識者 の後任をご紹介いただけるよう にお願いをした。 退任意向の委員には、後任につ いては積極的に女性委員を推薦 していただくよう協力を求め た。 関係機関へ政府方針を伝え、積 極的に女性の候補者を推薦いた だくよう協力を依頼した。	予防接種を始め、医学や法律へ深 い造詣をお持ちの有識者に参画い ただく必要があるが、 女性の学識経験者が少ないため。
	援護審査会	10	5	50.0	50.0	→	特になし	—
農林 水産省	農業資材審議会	29	12	41.4	41.4	→	特になし	—
	農漁業保険審査会	15	6	40.0	40.0	→	再任されない女性委員の後任者 に女性委員を登用できるよう、 候補者を選定した。	—
	農林水産省国立研究 開発法人審議会	8	4	50.0	50.0	→	特になし	—

林政審議会	20	8	40.0	40.0	→	第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）における国の審議会等委員に占める女性割合の成果目標に基づき、引き続きの取組を行った。	—
水産政策審議会	22	9	40.9	40.9	→	特になし	—

経済 産業省	消費経済審議会	5	3	60.0	60.0	→	女性委員比率を維持するため、任期満了となった委員に再任いただけるか確認をした。また、女性委員比率については目標を達成していることから現状を維持することとした。	—
	日本産業標準調査会	27	13	48.1	32.0	↑	女性委員比率を高めるため、任期切れを迎える半年以上前から計画的に人選に努めた。 また、関係課へ協力要請をし、日本産業標準調査会が一丸となって女性委員の獲得に努めた結果、多くの女性委員を紹介いただくことにつながり、4割以上を達成できた。	—
	計量行政審議会	12	5	41.7	40	↑	前回調査時点で任期満了のため再任予定としていた女性委員を再任した。	—
	化学物質審議会	4	2	50.0	57.1	↓	後任となる新たな女性委員の任命を検討している。	女性委員2名が令和7年3月31日時点で任期が切れたためである。

経済産業省 国立研究開発法人審 議会	9	4	44.4	50.0	↓	特になし	女性委員の任期満了に際し、部会 が担っている専門分野について高 度な専門性、豊富な知見を持つ委 員の登用に努めた結果、男性委員 が就任したことによるものであ る。
中小企業政策審議会	15	6	40.0	37.5	↑	委員の新規任命を行う際に、女 性委員を積極的に登用すること を心がけた。	—
工業所有権審議会	13	6	46.2	50.0	↓	特になし	審議に必要な専門性を踏まえ、男 性委員を1名追加した結果、委員 全体に占める女性の割合が相対的 に低下する形となったが、全体の 構成比が変化したことによるもの である。
総合資源エネルギー 調査会	7	3	42.9	20.0	↑	委員の選考の際、女性の積極的 登用に配慮するようにしてい る。	—
産業構造審議会	21	9	42.9	42.9	→	関係課に、女性専門委員等の比 率の引き上げに関し積極的に周 知するなどの働きかけを行い、4 割以上を維持した。	—

国土 交通省	国土審議会	28	10	35.7	33.3	↑	・改選のタイミングにおいて、 女性有識者の積極的な登用。	—
	社会資本整備 審議会	30	12	40.0	40.0	→	特になし	—

交通政策審議会	30	13	43.3	40.0	↑	特になし	—
運輸審議会	6	3	50.0	50.0	→	特になし	—
中央建設工事紛争 審査会	15	7	46.7	40.0	↑	委員の交代時に女性委員を登用できるように努力した。	—
中央建設業審議会	20	8	40.0	40.0	→	女性比率40%以上の維持に向けて、女性委員候補者の探索に尽力した。	—
国土開発幹線 自動車道建設会議	10	0	0.0	0.0	→	特になし	職務指定により衆議院及び参議院から指名された委員が男性であったため。
中央建築士 審査会	10	4	40.0	40.0	→	男性委員1名が改選となり、改選にあたっては、女性の登用も模索したが、今回は男性委員を登用することとなった。 女性比率に変化はなし。	—
奄美群島振興開発審 議会	11	5	45.5	45.5	→	女性委員が任期満了になった際は、改選で女性候補者を選任した。	—

小笠原諸島振興開発 審議会	12	6	50.0	46.2	↑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性委員が任期満了になった際は、改選で女性委員を選任した。</li> <li>・前回調査時点から1名が臨時委員となり、委員数合計の母数が減少したため、女性委員比率が上昇している。</li> </ul>	—
国土交通省国立研究 開発法人審議会	20	8	40.0	35.0	↑	当該分野で活躍する女性有識者について情報収集に努めるなど、女性委員の比率向上に取り組んだ。	—

環境省	中央環境審議会	30	14	46.7	53.3	↓	日頃から女性委員の候補となり得る方について情報収集等に務め、具体の人選に反映させた。	専門性を持った女性の学識経験者等が少ない分野もあるため。
	公害健康被害補償不服審査会	6	3	50.0	50.0	→	特になし	—
	環境省国立研究開発法人審議会	7	4	57.1	57.1	→	特になし	—
	原子炉安全審査会	24	8	33.3	37.9	↓	女性委員の退任者が生じた中、女性比率を向上できるよう、適任者の調査を行った。	新たな女性委員の選定を進めたが、原子炉や放射線等の学識経験者という条件を満たす女性が少ないため選定することが出来ず、女性委員の比率低下となった。
	核燃料安全審査会	17	6	35.3	31.6	↑	女性比率を向上できるよう、適任者の調査を行った。	—
	放射線審議会	15	6	40.0	37.5	↑	再任の可否の決定に当たっては、女性委員の割合を維持するために、一定の考慮を行った。	—

	原子力規制委員会 国立研究開発法人 審議会	6	2	33.3	50.0	↓	委員の改選等を行う際に、必要な学識経験を有する女性がいるか、十分な調査を行った。	国立研究開発法人審議会については、「原子力規制に関する学識経験を有する者」を任命することとしており、必要な学識経験を有している女性が少ないため。
防衛省	防衛人事審議会	16	5	31.3	31.3	→	女性委員比率は変わらないが、今後も従来と同様に、後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼していく。	—